

【雇用環境の整備に関する事項】

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

男性の子育て目的の休暇の取得促進

法人は、共働きで小さな子どもがいる男性職員が多いが、法人で定めた休暇制度を利用することが、間接的に働く女性をサポートすることになる為、育児目的休暇の利用について、周知し定着を進める。

計画期間 2018年10月1日～2019年9月30日

内 容 男性の子育て目的の休暇の取得促進

目 標 子育て目的の休暇を取得したことのある者（男性職員）に家庭生活と職業生活の両立について、他の職員や、求職者に対して語ってもらう機会を設ける。また、法人パンフレット等に掲載する。

【次世代育成支援対策に関する事項】

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

次世代を担う、高等学校新卒者等の若年者が適正な採用機会を得て、資格取得の助成を受け、また、スキルアップが正当に評価されるよう、次のように行動計画を策定する。

計画期間 2018年10月1日～2021年9月30日

内 容 職員の資格取得の助成。資格取得に伴う高卒/短大/専門学校卒業職員の昇給

目 標 1 職員資格取得補助制度の創設 （2018年10月1日～2019年4月1日）
資格取得者に対し、助成を実施 （2019年 4月1日～ ）

対 策 社会福祉士・介護福祉士をはじめ、業務に関わる資格※を取得する者に対して、研修等の受講費用・受験費用・資格登録費用等に要した費用の1 / 2 を助成。（上限10万円）

※社会福祉士・介護福祉士・実務者研修・介護職員初任者研修・介護支援専門委員・保育士精神保健福祉士・言語聴覚士・臨床心理士・臨床発達心理士・公認心理師・商業簿記検定（1級・2級）・社会保険労務士等

目 標 2 高等学校/短期大学/専門学校卒業職員の資格取得による昇給の計画作成および実施 （2019年4月1日～2021年9月30日）

対 策 上記「資格取得補助制度」対象資格を取得※をした者には、給与規程に基づき、昇給させ、大学卒業者との初任給差を埋める。